

(広報資料)

令和4年5月27日

京都市都市計画局

〔担当 都市企画部都市計画課
電話 075-222-3505〕

第76回京都市都市計画審議会の開催について

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第76回京都市都市計画審議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時

令和4年6月13日(月) 午後4時～

2 開催場所

ホテルルビノ京都堀川 みやこの間
(京都市上京区東堀川通下長者町下る3-7)

3 付議案件(予定)

- (1) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)用途地域の変更について
(京都市決定)
- (2) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)高度地区の変更について
(京都市決定)
- (3) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)一団地の住宅施設の変更について
(京都市決定)(向島団地一団地の住宅施設)
- (4) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の決定について
(京都市決定)(向島ニュータウン地区地区計画)

4 会議の傍聴

- (1) 傍聴定員
10人 ※ 記者席は別途設けます。
- (2) 傍聴手続
傍聴の受付は、当日の午後3時30分から午後3時45分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(3) その他

京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会が公開すべきでない
と認める場合は、当日非公開となることがあります。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用するなど咳エチケット等を心がけていただくとともに、当日の体調に御配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は傍聴を御遠慮いただきますようお願いいたします。

5 会場周辺図



京都市営地下鉄烏丸線「丸太町駅」徒歩約15分
京都市営バス「堀川下長者町」徒歩すぐ
※ 公共交通機関を御利用のうえ、
お越してください。

(参考：付議案件について)

用途地域及び高度地区の変更、向島団地一団地の住宅施設の廃止並びに向島ニュータウン地区地区計画の決定について

まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化などが進んでいる向島ニュータウン地区において、用途地域及び高度地区を変更し、地区計画を策定することにより、ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ、職と住が近接した、身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指すものです。

なお、合わせて向島団地一団地の住宅施設の都市計画を廃止します。